

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第6号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち現状の取組が不足している技術の開発を対象とする。

（2）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- イ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ウ 建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- エ 技術開発機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- オ 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- カ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- キ 事業により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ク 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ケ その他、事業の実施に関連性のない経費

（3）事業報告書の提出

補助事業者は補助事業を完了したときは、技術開発の終了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、技術開発の概要、技術開発の成果、成果の発表状況、期待される二酸化炭素削減効果、今後の事業展開に向けての課題等を毎年度とりまとめた事業報告書（事業実施年度は30～50枚程度、技術開発終了後の3年間については任意の分量でよい）及び別途示す3枚程度のパワーポイントの様式に記載したものを作成し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、環境大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

附 則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。